

名古屋港管理組合建設工事等電子入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、名古屋港管理組合（以下「本組合」という。）が、電子入札システムを使用した入札を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2条 この要領は、本組合が電子入札で行う建設工事並びに設計、調査、測量及び監理業務の入札に適用する。

(用語の定義)

第3条 この要領において用いる用語の定義は次に定めるところによる。

(1) 電子入札システム

あいち電子調達共同システム（CALS/EC）（あいち電子自治体推進協議会が運用する、入札参加資格登録から、発注見通しの公表、指名通知、入札・開札、結果の公表等までの一連のプロセスを、利用者がインターネットなどの情報通信技術を利用して行うシステムをいう。）を構成する各システムのうち、指名通知、入札・開札及び落札者決定までの手続その他契約の相手方を決定するための手続を処理するシステムをいう。

(2) 電子入札

電子入札システムを利用して電磁的記録の送受信により執行する入札及び契約の相手方を決定するまでの手続

(3) 紙入札

電子入札によらない紙媒体により執行する入札及び契約の相手方を決定するまでの手続

(4) ICカード

電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち電子入札コアシステムに対応しているカード

(5) 契約担当者

発注機関において、電子入札システムを利用する契約案件の案件登録から入札結果の公表に至る一連の事務手続を担当する職員

(6) 執行担当者

電子入札において、契約担当者とともに開札に立ち会い、開札が適正に実施されたことについて確認を行う職員

(利用者登録)

第4条 電子入札に参加しようとする者は、ICカードにより電子入札システムに企業情報、代表窓口情報及びICカード利用部署情報を登録しなければならない。

2 利用者登録済みのICカードが失効した場合は新たに取得したICカードにより再度、利用者登録を行うものとする。

3 利用者登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに登録の変更を行わなければならない。

(ICカードの名義)

第5条 ICカードの名義人は本組合の競争入札参加資格者名簿に登録された個人又は法人の代

表者若しくは代表者から契約締結に関する権限の委任を受けた者とする。

- 2 電子入札に参加しようとする者が特定の入札案件について構成される特定共同企業体の場合は、代表構成員の代表者の名義とする。
- 3 名義人の変更事由が発生した場合は、新たな名義人によるICカードの再取得を行うまでは電子入札に参加することができない。

(案件登録)

第6条 契約担当者は、電子入札により実施することとした入札案件について、指名業者審査委員会等により競争入札参加資格要件等が決定された後、速やかに入札案件の概要を電子入札システムに登録するものとする。

- 2 前項の登録後、その内容について錯誤があった場合は、登録を取り消す旨の追記入力を行い、これとは別に新規案件として改めて登録し直すものとする。
- 3 追記入力前に技術資料の提出があった入札参加者に対しては、電話等の確実な方法で連絡を取り、必要に応じて技術資料を再提出するよう依頼するものとする。

(開札予定日時等)

第7条 開札予定日時は入札書受付締切予定日時の翌日を標準とするものとする。ただし、総合評価落札方式の開札予定日時は、その技術資料の確認に要する期間を勘案して定めるものとする。

- 2 案件登録の後、特段の事情により前項の予定日時その他登録済みの案件日付を変更する場合は、速やかにその旨の変更登録を行うとともに、全ての入札参加者に対し電話等の確実な方法で連絡するものとする。

(紙入札への変更)

第8条 案件登録後、契約担当者の使用に係る電子入札システム端末機の障害又は広域停電等のために、電子入札システムの利用が不能となった場合で、障害の程度により確実な電子入札の実施が見込めないと判断したときは、電子入札を紙入札へ変更するものとし、契約担当者は全ての入札参加者に対し、電話等の確実な方法で以下の点を速やかに連絡するとともに、文書(様式1)により通知するものとする。

- (1) 電子入札から紙入札に変更したこと。
- (2) 既に完了している電子入札システムによる書類(入札書及び見積書は除く。)の送受信は無効なものとして取り扱い、再度の交付又は受領は要しないこと。
- (3) 既に送信された入札書及び見積書は無効として開札を行わないこと。
- (4) 既に入札書及び見積書を送信した者は改めて書面により入札書及び見積書を提出しなければならないこと。
- (5) 紙入札に係る入札方法その他必要事項

(電子入札システムによる書類の送信)

第9条 電子入札に参加しようとする者は、別表第1の書類を提出する場合は、電子入札システムにより契約担当者へ送信するものとする。

- 2 契約担当者は、別表第2の書類を送付する場合は、電子入札システムにより送信するものとする。(自動送信されるものも含む。)
- 3 別表第2の(1)、(3)及び(7)の書類は、添付資料の到達を確認したうえで送信するも

のとする。

4 資料の再提出

入札参加者は、添付した資料に誤り等があった場合は、競争参加資格確認申請書等受付締切日時までに契約担当者に電話で再提出の申入れを行い、承認を得た者に限り資料の再提出ができるものとする。

ただし、別表第1の(9)工事費内訳書の再提出(添付漏れによる再提出を含む。)については、認めないものとする。

5 第1項及び第2項において電子入札システムの添付機能により電子ファイルで提出する資料の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式は別表第3のとおりとする。ただし、別途指示がある場合は、それに従うものとする。

6 提出された電子ファイルへのウィルス感染が判明した場合は、直ちに閲覧等中止し、ウィルス感染している旨を当該入札参加者に連絡し、再提出の方法について協議するものとする。ただし、電子ファイルによる再提出は、入札参加者において確実なウィルス駆除が行えると判断される場合に限り認めるものとする。

7 入札参加者は、電子ファイルで提出する資料の容量が1MBを超える場合は、紙媒体で郵送又は持参により提出するものとする。ただし、別途指示がある場合は、それに従うものとする。

この場合、必ず資料一式で提出するものとし、電子ファイルによる提出との併用は認めない。

8 郵送又は持参による資料の提出は、電子入札の競争参加資格確認申請書等受付締切日時までに、総務部会計課工事契約調整担当へ必着とする。ただし、別途指示がある場合は、それに従うものとする。

なお、資料を郵送する場合は、封筒の表に入札者の商号又は名称、開札日、入札件名及び資料在中の旨を記載して書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとする。また、郵送又は持参により資料を提出する場合は、郵送等により資料を送付する旨を記載した電子ファイルを申請書の提出時に添付するものとする。

(紙入札の承認)

第10条 電子入札案件において、当初から又は入札手続開始後に、紙入札での参加を希望する者は、あらかじめ管理者の承認を得るものとする。この場合において、紙入札の承認を得ようとする者は紙入札方式参加承認願(様式2)を契約担当者に提出するものとする。

2 前項の規定により紙入札方式参加承認願の提出があった場合は、管理者は次の各号のいずれかに該当する場合に限り、紙入札での参加を承認するものとする(様式3)。

(1) ICカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、電子入札における所定の期日までに再発行される見込みがない場合

(2) ICカードの名義人に退職、異動等の事由が生じたため、新名義でのICカード取得手続中の場合(当該取得手続が確認できる場合に限る。)

(3) パソコン等のシステム障害

(4) 前3号に掲げるもののほか、入札に参加しようとする者にやむを得ない事由があると認められ、かつ、入札手続の進行に支障が生じない場合

3 前項の規定により紙入札での参加が認められた者は、次の各号に定める方法で紙入札を行う。ただし、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

(1) 使用する印鑑

使用印鑑届が提出されている場合は、その印鑑を使用する。使用印鑑届が未提出又は提出後に変更された場合は、契約の締結及び代金の請求等に使用する代表者の印鑑とする。

(2) 入札書

紙入札書（様式4）を使用する。

(3) 工事費内訳書

工事費内訳書の提出を要する案件については、紙入札書と共に紙媒体の工事費内訳書を提出する。

(4) 見積書

紙見積書（様式5）を使用する。

(5) 書面による申請書及び紙入札書の締切日時

電子入札における受付締切日時と同一とする。

(電子入札の辞退)

第11条 入札参加者は、電子入札を辞退しようとする場合は、入札書受付締切予定日時までに辞退届を送信するものとする。ただし、紙入札の承認を受けた者が辞退しようとする場合は、入札書受付締切予定日時までに書面により辞退届を提出するものとする。

(開札)

第12条 開札は、執行担当者立会いの上で、開札予定日時後、速やかに行うものとする。

2 工事費内訳書の提出を求めている場合は、契約担当者は開札予定日時までに、工事費内訳書が適正に作成されていることを確認するものとする。

3 希望する入札参加者は開札に立ち会うことができるものとする。

4 紙入札の承認を受けた者がある場合は、契約担当者はその者を開札に立ち会わせての上で、紙入札書又は紙見積書を開封し、入札金額及び電子くじ番号又は見積金額を電子入札システムに入力した後に一括開札を行うものとする。

5 紙入札の承認を受けた者が入札に立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない管理組合職員を立ち合わせるものとする。

(落札決定)

第13条 契約担当者又は執行担当者は、電子入札システムに落札決定の署名を行うものとする。

2 前項の署名は、くじ引きによる場合等の理由により落札決定を保留とした場合及び特段の事情により入札を取りやめる場合も同様とする。

(電子くじによる落札者の決定)

第14条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するため、紙入札の承認を受けた者は、電子くじ番号（任意の3桁の数値）を記載した入札書を提出するものとする。くじ番号の入力又は記載がない場合は、契約担当者が入札書の到着順に電子入札システムの自動生成機能を用いてくじ番号を決定する。

(電子入札の無効)

第15条 次の各号のいずれかに該当する電子入札は無効とする。

(1) 締切予定日時までに提出されない電子入札

(2) 電子署名及び電子証明書のない電子入札

- (3) 代表者が変更されているにもかかわらず変更前の名義人の I Cカードを使用する、他人の I Cカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加又は参加しようとした場合等、I Cカードを不正に使用して行った電子入札
- (4) 特定共同企業体においてその企業体を代表する者の I Cカードによらない電子入札
- (5) 特定共同企業体において、特定共同企業体名の入力のない電子入札又は特定共同企業体名の異なる電子入札
- (6) 工事費内訳書の提出が必要な入札案件において、工事費内訳書の提出がない電子入札及び工事費内訳書の記載のない電子入札

(責任の範囲)

第 16 条 電子入札において、別表第 1 の書類は送信データが電子入札システムに備えられた所定のファイルに記録された時点で提出されたものとする。入札参加者は、別表第 1 の書類の提出後に表示される画面により、送信データの到着を確認し、必要に応じて印刷等を行うものとする。

(その他)

第 17 条 電子入札の詳細な操作手順については、電子入札システムの操作手引書によるものとする。

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第9条関係）

- (1) 一般競争入札の競争参加資格確認申請書
- (2) 入札参加申込書
- (3) 公募型（簡易公募型）プロポーザル方式の参加表明書
- (4) 指名型（簡易指名型）プロポーザル方式の技術提案の提出意思確認書
- (5) プロポーザル方式の技術提案書
- (6) 指名通知の受領確認書
- (7) 見積書の提出意思確認書
- (8) 入札書
- (9) 工事費内訳書
- (10) 見積書
- (11) 辞退届

別表第2（第9条関係）

- (1) 競争参加資格確認申請書受付票
- (2) 入札参加申込書受付票
- (3) 公募型（簡易公募型）プロポーザル方式の参加表明書受付票
- (4) 指名型（簡易指名型）プロポーザル方式の技術提案書提出要請書
- (5) 指名型（簡易指名型）プロポーザル方式の技術提案の提出意思確認書受付票
- (6) 公募型（簡易公募型）プロポーザル方式の選定（技術提案書提出要請書）・非選定通知書
- (7) プロポーザル方式の技術提案書受付票
- (8) 指名通知書
- (9) 競争参加資格確認通知書
- (10) プロポーザル方式の特定・非特定通知書
- (11) 見積依頼通知書
- (12) 見積書の提出意思確認書受付票
- (13) 入札書受付票
- (14) 見積書受付票
- (15) 辞退届受信確認通知
- (16) 入札締切通知書
- (17) 見積書締切通知書
- (18) 落札候補者決定通知書
- (19) 落札者決定通知書
- (20) 見積の決定通知書
- (21) 調査・保留通知書
- (22) 取止め通知書
- (23) 中止通知書
- (24) 日時変更通知書

別表第3（第9条関係）

使用アプリケーション	保存するファイル形式
Microsoft Word	doc 形式又は docx 形式
Microsoft Excel	xls 形式又は xlsx 形式
その他	PDF（JavaScript を使用しないこと。） 画像ファイル（JPEG、TIFF 又は GIF 形式） 圧縮ファイル（Zip 形式。ただし自己解凍形式（EXE 形式）は認めない。）

名港管第 号
年 月 日

入札方法変更通知書

様

名古屋港管理組合管理者

下記工事の入札について、名古屋港管理組合建設工事等電子入札実施要領第8条の規定に基づき、電子入札から紙入札へ変更しますので通知します。

記

1 工事名

2 工事場所

3 既に完了している書類の送受信について

- (1) 既に完了している電子入札システムによる書類（入札書（見積書）を除く。）の送受信は、有効なものとして取扱います。
- (2) 既に送信された入札書（見積書）は無効とし、開札は行いません。
- (3) 既に入札書（見積書）を送信した方は改めて入札書（見積書）を提出してください。

4 紙入札に関する事項

- (1) 入札日時（見積書提出日時）
- (2) 入札場所（見積書提出場所）
- (3) その他

紙入札に係る留意事項は、名古屋港管理組合建設工事関係入札参加者心得書を参照して下さい。

年 月 日

紙入札方式参加承認願

名古屋港管理組合管理者 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

下記の案件は電子入札案件ではありますが、当社においては下記理由により電子入札システムを利用しての入札参加ができないため、紙入札での参加を承認してください。

記

- 1 工事（業務）名
- 2 工事（業務）場所
- 3 電子入札システムで参加できない理由

名港管第 号
年 月 日

紙入札方式参加承認書

様

名古屋港管理組合管理者

年 月 日付けで承認願の提出されました下記入札への紙入札参加を承認
します。

記

- 1 工事（業務）名
- 2 工事（業務）場所
- 3 紙入札に関する事項
 - (1) 入札場所（見積書提出場所）
 - (2) その他必要事項
 - ・ 開札（提出）予定日時に入札書（見積書）を持参の上（1）の入札場所（見積書提出場所）までお越し下さい。
 - ・ 入札書の欄外に、電子くじ番号（3桁の任意の数値）を忘れずに記入してください。

入 札 書

年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

住 所

氏 名 印

下記の金額で請負したいから名古屋港管理組合財務規則を遵守し、入札参加者心得を承諾の上、入札します。

記

百億	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

件 名

くじ番号			
------	--	--	--

※3桁までの数字を記入すること

備考 金額の数字はアラビア数字を用い、頭に金又は¥を記入のこと。なお、金額の訂正は認めない。

見 積 書

平成 年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

下記の金額で請負したいから名古屋港管理組合財務規則を遵守
して見積りします。

記

¥

(消費税抜き)

件 名